



社団法人東京都不動産関連業協会FAXニュース

NO.200 H22.4.2

発行人／堤 智 編集／組織広報部 東京都千代田区平河町1-8-13
TEL:03-3222-3808 FAX:03-3222-3640 <http://www.tokyo-fudousan.or.jp>

◆「不動産相談室」を開設しました！

平成21年度定時（平成22年度予算）総会（3月23日（火）開催）におきまして、社団法人東京都不動産関連業協会は今後「一般社団法人」に移行し、会員支援事業を中心とした事業を進めていくことが可決承認されました。（一般社団法人の移行手続きが完了するまではこれまで同様「特例民法法人」として協会運営を行います。）そこで、会員支援事業の一環としまして、年々増加の一途を辿っております会員の皆様からの各種相談に対応するため「不動産相談室」を開設する運びとなりました。会員の方は無料でご利用できます。ベテランの宅建主任者や不動産業に精通した弁護士が対応いたしますので、お気軽にお問い合わせください。なお、相談場所は交通の利便性を考慮し、新宿（東京都庁の側）に設置させていただきました。

なお、「不動産相談室」の概要は下記のとおりです。

相談開始日：平成22年4月2日（金）13：00～

相談日時 宅建業法に関する相談（重要事項説明、手付金、媒介報酬等）
毎週月曜日と金曜日（祝日、年末年始、お盆、GW期間中を除く）
午後1時から午後4時

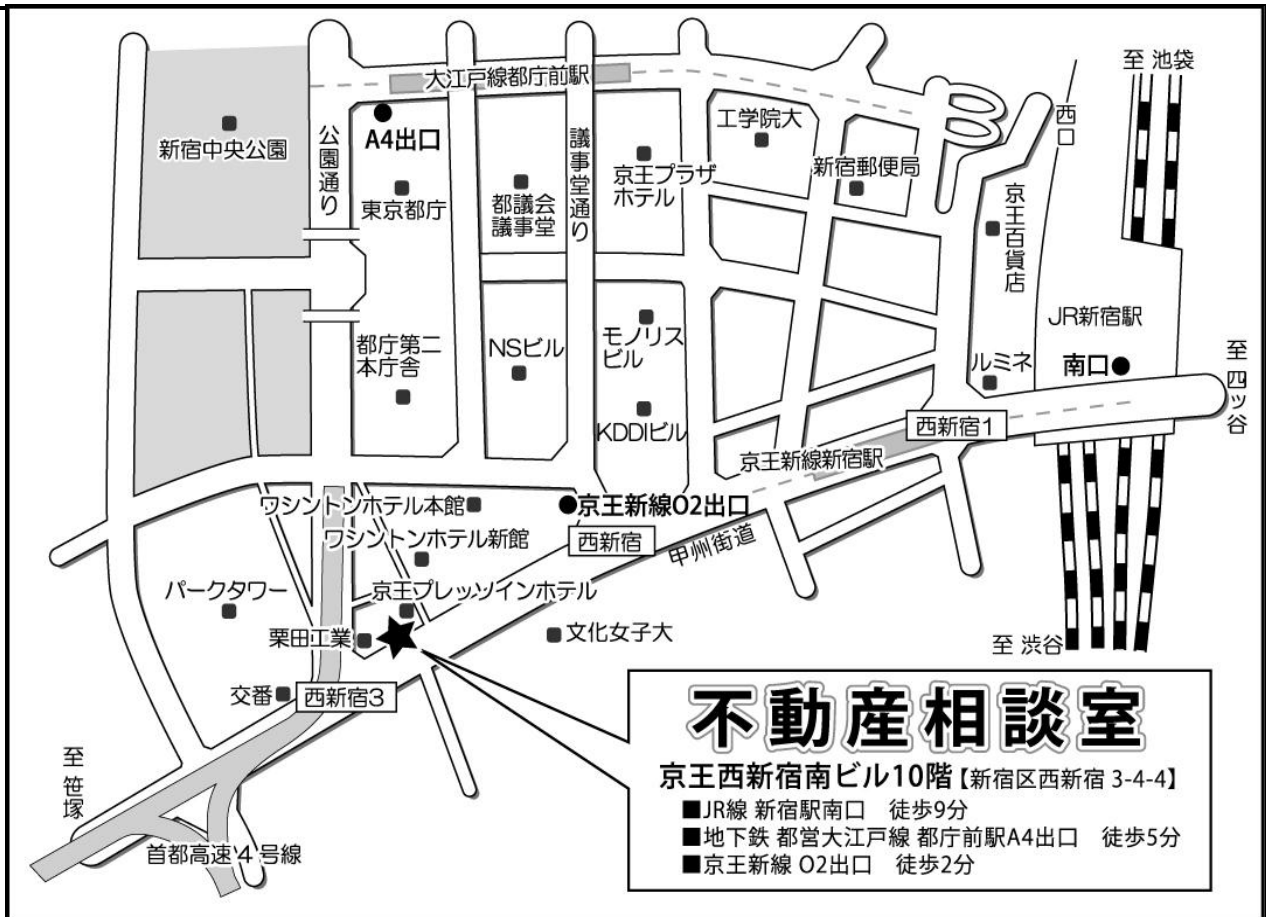
法律に関する相談（契約解除、相続、瑕疵担保責任、敷金精算等）
毎週木曜日（祝日、年末年始、お盆、GW期間中を除く）
午後1時から午後4時

電話番号 03（5909）1371（相談室専用電話）

（FAX番号は03（5909）1372）

※相談対応は原則電話にて行います。

電話による回答が難しい場合等は来所いただくことがあります。



【よくある相談例】

物件の瑕疵に関する事項（瑕疵担保責任、事故物件の説明等）/敷金精算に関する事項/転貸借契約に関する事項（サブリース業者の賃料（マスターリース賃料）の不払、原賃貸借契約の終了と転借人の関係）/賃料の滞納と契約解除ないし明渡請求の手續/新法、改正法等に関する事項（住宅瑕疵担保履行法、中間省略的直接登記、賃貸住宅紛争防止条例、個人情報保護法）/借地に関する事項（借地権付建物の譲渡、借地契約の更新）/取引当事者の倒産に関する相談/投資用マンションに関する相談/建築請負契約に関する相談（建物の瑕疵（雨漏り、施工不良等）請負業者の倒産）